

当院では、患者さんの利便に供するため、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。

また、患者さんの希望により保険外負担として、県立病院等利用料規則に基づき実費相当の負担をお願いしております。

詳しくは、受付窓口（事務局）にお問い合わせ下さい。

1 入院基本料に関する事項

- (1) 2階病棟（療養病棟） 「療養病棟入院料2」 45床
 ● 平均 1日あたり看護職員5名以上、看護補助者5名以上が勤務します。
- (2) 3階病棟（一般病棟） 「急性期一般入院料5」 32床
 「地域包括ケア病床」 21床
 ● 平均 1日あたり看護職員12名以上が勤務します。
- ※時間帯別勤務者数

		2病棟（療養）		3病棟（一般）
		看護師	看護補助者	看護師
日勤	8:30～16:30	3人	3人	7人
準夜	16:30～0:30	1人	1人	3人
深夜	0:30～8:30	1人	1人	2人
合計		5人	5人	12人
患者数（満床の場合）		45人		53人

2 食事療養に関する事項

入院食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供しております。※負担額は裏面をご覧ください。

3 施設基準に関する事項

次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等を整備しており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

- 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算
- 急性期一般入院料5
- 療養病棟入院料2・療養病棟療養環境改善加算1
- 臨床研修病院入院診療加算（協力型）
- 看護職員処遇改善評価料31
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算3
- 医師事務作業補助体制加算1（一般20対1）（療養50対1）
- 急性期看護補助体制加算（25対1）5割以上
注2 夜間50対1急性期看護補助体制加算
注3 夜間看護体制加算
注4 看護補助体制充実加算1
- 重症者等療養環境特別加算
- 院内トリアージ実施料
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算2 注2医療安全対策地域連携加算2
- 感染対策向上加算2 連携強化加算
サーベイランス強化加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- 地域包括ケア入院医療管理料2 看護職員配置加算
看護補助体制充実加算3
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料39
- 入退院支援加算2 地域連携診療計画加算
- 認知症ケア加算2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 薬剤管理指導料
- 在宅療養支援病院3
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 小児科外来診療料
- 糖尿病合併症管理料
- 二次性骨折予防継続管理料2・3
- 夜間休日救急搬送医学管理料 救急搬送看護体制加算2
- がん治療連携指導料
- 外来がん患者在宅連携指導料
- 造血管腫瘍遺伝子検査
- 連携強化診療情報提供料 注1
- 検体検査管理加算（II）
- CT撮影（16列以上64列未満）
- 大腸CT撮影加算
- 無菌製剤処理料
- データ提出加算2・4 提出データ評価加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（III）
- 廃用症候群リハビリテーション料（III）
- 運動器リハビリテーション料（II）
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- 各疾患別リハビリテーション料
注3初期加算 注4急性期リハビリテーション加算
- 医科点数料第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 入院時食事療養（I）入院時生活療養（I）

4 選定療養費に関する事項

(1) 特別室料（1日当たり）

当院では、個室をご希望される患者様に対して次の特別室を用意しております。
また、特別室に無料で使用できるテレビを設置しております。

療養病棟（2階）	206号室	4,290 円	207号室	4,180 円
	213号室	2,640 円	220号室	3,630 円
	223号室	4,400 円		
一般病棟（3階）	307号室	4,290 円	308号室	4,510 円
	315号室	2,860 円	321号室	3,850 円

★★ 個室を希望する方は看護師・医師へお申し出下さい。★★

(2) 長期特定入院料（180日を超えた入院）

通算入院期間が180日を超えて入院される場合には、1日につき次の料金を負担していただきます。ただし、病状等により負担のない場合もあります。

一般病棟（3階）	2,400 円
----------	---------

食事療養費について

入院し食事の提供を受けた場合は、食事療養費として下記の金額を負担していただきます。

区 分		1食あたり
一般の世帯		490円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去12ヶ月間の入院日数90日まで	230円
	過去12ヶ月間の入院日数91日以上(長期該当)	180円
低所得Ⅰ		110円

※ 住民税非課税世帯の方は、保険者の発行する「標準負担額減額認定証」を提出してください。

※ 70歳以上の低所得Ⅱ・低所得Ⅰの方は、保険者の発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提出してください。

療養病棟に入院した場合の食費・居住費について

65歳以上の方が、療養病棟に入院した場合は、原則、食費と居住費として下記の金額を負担していただきます。

ただし、患者様の病状等により負担額が変更になる場合があります。

区 分	食事(1食あたり)	居住費(1日あたり)
一般(下記以外の人)	490円	370円
低所得Ⅱ	230円	370円
低所得Ⅰ	140円	370円
老齢福祉年金受給者	110円	0円